

木蓮

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田真二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

3月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／平成26年分所得税の確定申告
2月16日～3月16日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月16日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日(窓口受付は2日)～3月16日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場
合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町
村民税、事業税(事業所税)
の申告
3月16日 |
| 国 税 ／個人事業者の26年分消費税の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 発信主義と信書便の送付

国税関係書類の提出期限の原則は到達主義ですが、郵便や信書便で提出された確定申告書などの納税申告書は通信日付印の日付が提出日とみなされる発信主義が適用されます。ただし、封書やレターパックと異なり、ゆうパックやゆうメールでは信書便を送りませんので注意が必要です。

マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) のポイント



平成二十五年五月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が成立し、平成二十八年一月から、社会保障・税・災害対策の行政手続において「マイナンバー」が必要となります。

1 導入の趣旨

マイナンバーは、住民票を有する全ての者に一人一つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される

るものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果として次の三つがあります。

(1) 公平・公正な社会の実現

所得の把握や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

(2) 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスの知らせを受け取ったりできるようになります。

(3) 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

2 マイナンバーの通知

本年十月から、住民票を有する国民一人一人に一二桁のマイナンバー(個人番号)が市区町村から通知されます。一方、全ての法人企業に一三桁の法人番号が国税庁から通知されます。

マイナンバーの通知は、原則として住民票に登録されている住所宛てに、マイナンバーが記載された「通知カード」が送られます。マイナンバーは、万が一、漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーは大切に取り扱いする必要があります。

3 マイナンバーの活用

(1) 使用開始時期

平成二十八年一月から、社会保障・税・災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政

手続でしか使用することはできません。

(2) 利用団体

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策の分野で利用されることになるので、①年金・雇用保険・医療保険の手続、②生活保護・児童手当その他の福祉の給付、③確定申告などの税の手続きといった申請書等でマイナンバーの記載を求められることになります。

また、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社・



保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。

このため、勤務先や証券会社・保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

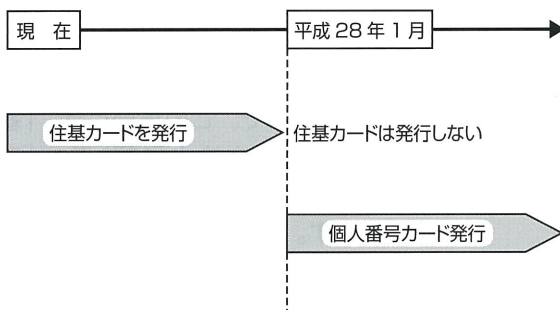
(3) 民間企業の取扱い

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めます。また、証券会社や保険会社、金融機関でも、利子・配当金、保険金等の税務処理を行っています。

平成二十八年一月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要になります。そのため、企業や団体に勤めている者や金融機関と取引がある者は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の者に講演や原稿の執筆を依頼して報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をするので、こうした外部の者からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

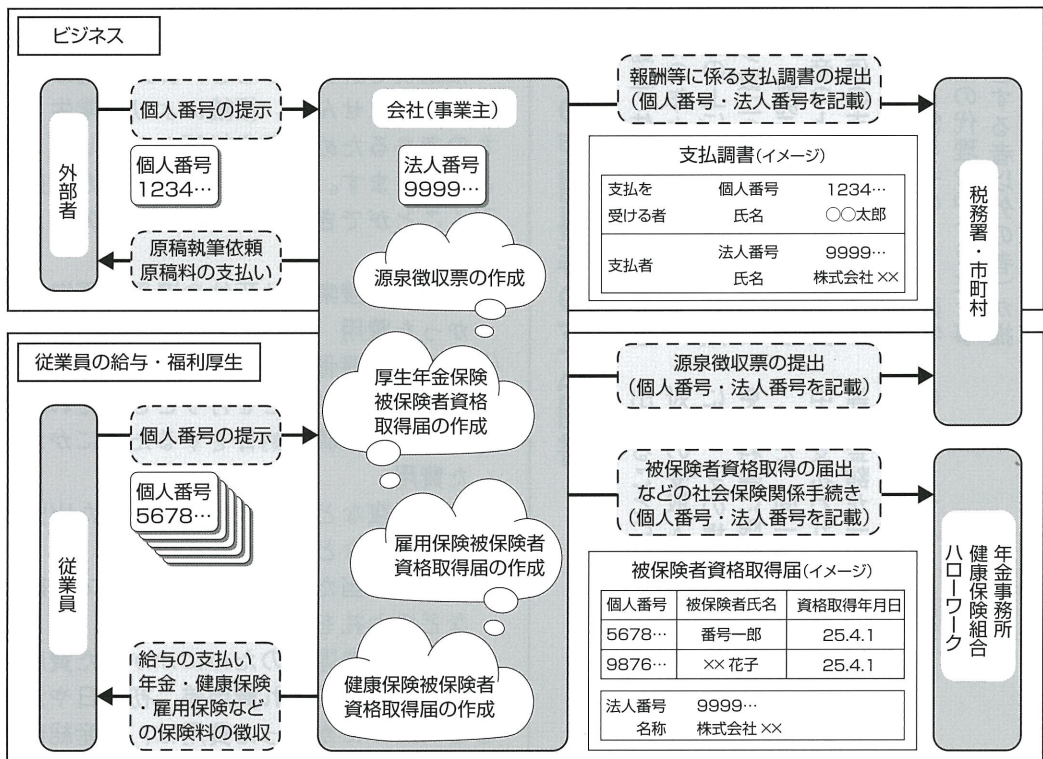
(4) 個人番号カードと住基カードの関係
左図のとおり、個人番号カードの平成二十八年一月からの発行に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の新規発行は停止となります。本年十二月以前に発行された住基カードは、所定の有効期間内であれば平成二十八年一月以降も有効ですが、個人番号カードを取得した場合、その時点から廃止（無効）となります。



※個人番号カードは、通知カードと共に送付される申請書を市区町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードは返納します。

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



地方法人税が創設されました

地域間の税源の偏在性を是正するため、法人住民税（地方税）の税率が引き下げられ、その引き下げられた部分に相当する地方法人税（国税）が創設され、国から地方へ配分されることとなりました。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。地方法人税確定申告書は法人税確定申告書と一つの様式となっており、同時に提出することができます。

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度は、法人の各事業年度です。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額となります。

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

(4) 申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。課税標準法人税額がない場合でも地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出します。また、本年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

不動産の使用料等の支払調書

「不動産の使用料等の支払調書」は、その年中において不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数二〇トン以上のものに限る）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人又は不動産業者である個人（宅地建物取引業を営む者のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者以外の者）が提

出することになっており、その対価の受取人が内国法人の場合には、その提出範囲は権利金、更新料等に限定されます。また、同一人に対してその年中に支払われる不動産の使用料等の金額が一五万円以下の場合には、支払調書を作成する必要はありません。

遺産総額から差し引くことができる葬式費用とは

相続税を計算するとき、葬式費用は債務ではありませんが、相続により通常生じるものであるため、遺産総額から差し引くことができます。このとき遺産総額から差し引くことができる葬式費用は、次のようなものです。

- (1) 死体の捜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用
- (2) 遺体や遺骨の回送にかかった費用
- (3) 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
- (4) お通夜などの葬式前後に生じた出費で通常葬式などにかかせない費用
- (5) 葬式に当たりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用

なお、香典返しのためにかかった費用や墓石、墓地の買入れ費用等、初七日や法事などのためにかかった費用は、遺産総額から差し引く葬式費用には該当しません。